

令和2年度目標の修正要否について

令和2年度 未収金残高（当初）目標 386 億円【令和元年度末未収金残高見込 397 億円（元年度比 △11 億円）】

現年度分目標 132 億円【令和元年度末未収金残高見込 146 億円（元年度比 △14 億円）】

過年度分目標 254 億円【令和元年度末未収金残高見込 251 億円（元年度比 +3 億円）】

令和元年度の決算見込未収金残高を踏まえ、令和2年度の各所属、全未収債権を集計した結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市税において大幅に未収金が増加する見込みとなったため、以下のとおり目標を修正する

●市税の主な増加要因について

現年度分、過年度分共通

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度前半は国の緊急事態宣言を受けて未収金対策の停止を余儀なくされたこと及び緊急事態宣言解除後においても新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納付困難者等への丁寧な対応の観点から差し押さえなどの未収金対策が一部制限を余儀なくされるなどし、これまでと同様のペースでの圧縮が困難となり、未収金が増加することを想定

現年度分

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け一定程度以上の割合で収入等が減少した方々を対象に徴収猶予の特例（猶予に伴う延滞金の免除）制度が地方税法改正により創設されたところであり、固定資産税や法人市民税を中心に制度活用が広くなされており、猶予期限が令和3年度になることなどから令和2年度中に納付が見込めない額が181億円となることを想定



令和2年度 未収金残高修正目標 635 億円【令和元年度末未収金残高見込 397 億円（元年度比 +238 億円）】

（除く徴収猶予特例適用額 454 億円）

（元年度比 +57 億円）

現年度分目標 375 億円【令和元年度末未収金残高見込 146 億円（元年度比 +229 億円）】

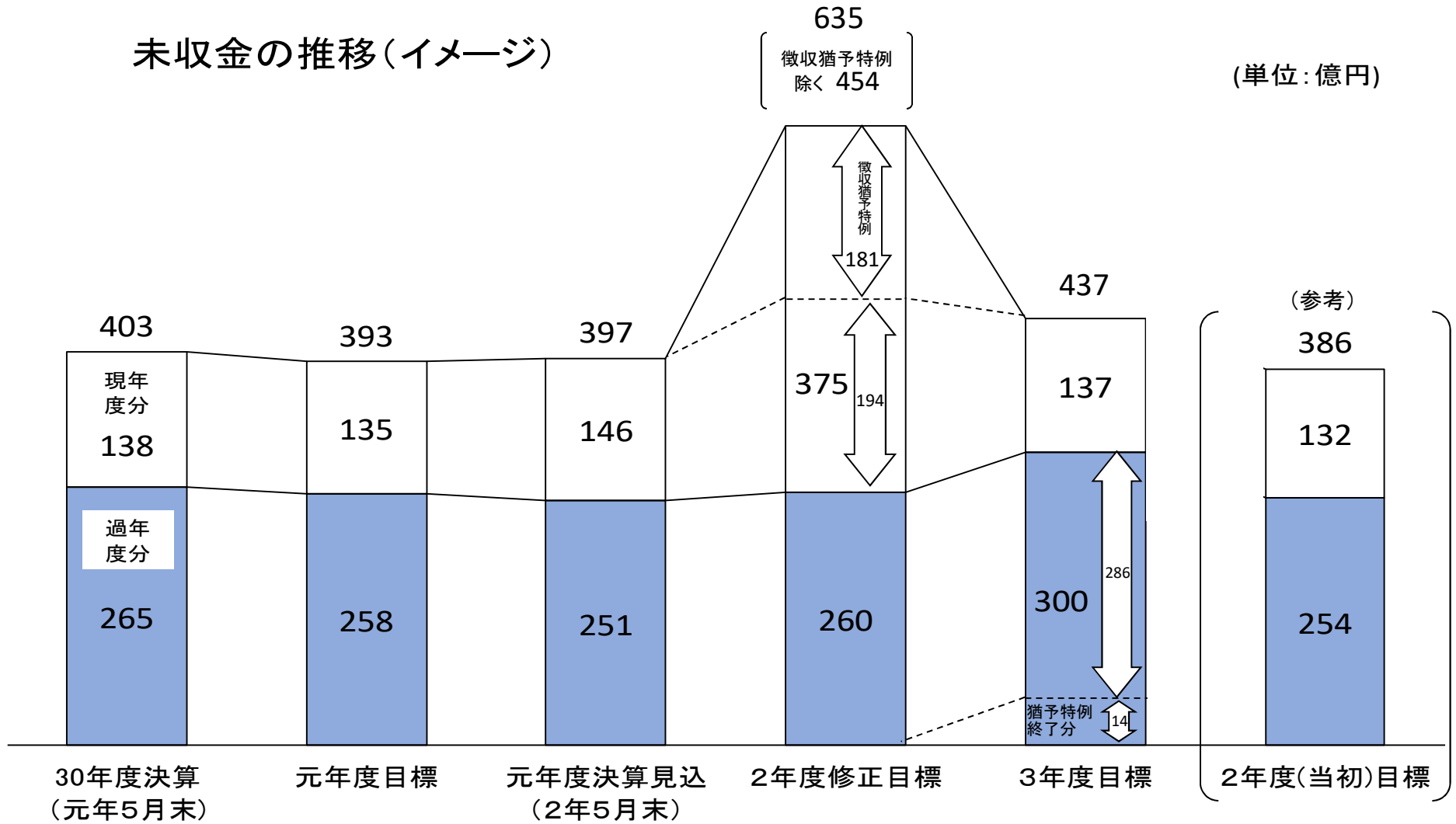
（除く徴収猶予特例適用額 194 億円）

（元年度比 +48 億円）

過年度分目標 260 億円【令和元年度末未収金残高見込 251 億円（元年度比 +9 億円）】

未収金の推移(イメージ)

(単位: 億円)



※未収金が発生している債権の徴収率

合計	95.6%
現年度	98.7%
過年度	19.1%

合計	96.0%
現年度	98.8%
過年度	20.0%

合計	96.0%
現年度	98.7%
過年度	21.2%

合計	93.6%
(除特例)	95.2%
現年度	96.4%
(除特例)	98.1%
過年度	19.5%

合計	95.3%
現年度	98.6%
過年度	43.9%

合計	96.0%
現年度	98.8%
過年度	19.9%

1 令和2年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた債務者に対しては、徴収猶予の特例等により、適切な債権管理を実施
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた債務者に対しては、履行延期の特約等により、適切な債権管理を実施
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

(本市においては、次の事例などで債権放棄を実施している。)

・私債権

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

・強制徴収できない公債権

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

・私債権、強制徴収できない公債権共通

債務者が破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

- (4) 令和2年度中に時効を迎える債権については、行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効更新のため最大限取組を実施。やむを得ず、時効更新を行えない場合は、財産調査を行い、滞納処分の執行停止又は徴収停止を実施
- (5) 口座振替勧奨等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

2 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

上記1の取組を徹底させる一環として、各所属に対し、令和2年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権で、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、対応状況が思わしくない債権所属に対する指導を徹底するとともに、取組の進捗管理、取組内容の認識共有を図る。(令和2年3月25日付「消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について(依頼)」を参照)